

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和5年11月8日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和5年9月)

名 称	(仮称) ザグザグ姫路花田店			
所 在 地	姫路市花田町上原田字裏垣内 204 番 ほか			
設 置 者	株式会社ザグザグ			
施設の用途 (業態)	物品販売業を営む店舗 (医薬化粧品等)			
新設年月日	令和6年7月9日			
店 舗 面 積	1,456 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,602 m ² 、1,602 m ² 、4,800 m ²			
用途地域 等	第二種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：B類型、規制基準：第2種			
駐車収容台数	58台 (全体収容台数62台) ≥ 必要台数58台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	42台			
荷さばき施設面積	40.0 m ²			
廃棄物等保管容量	9.0 m ³			
営 業 時 間	24時間			
駐車場の利用時間	24時間			
駐車場の出入口の数	出口1箇所、入口1箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで			
備考				

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

姫路市の意見の有無	あり
姫路市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 58 台に対し、来客用駐車台数を 58 台確保する。

[指針式]

$$1.456 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,341.76 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 65\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.6335 \approx 58 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.456 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,341.76 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 65\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 91 \text{ 台/h}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 8 方面に分け、各方面別の世帯数比で 91 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	534	24.6	各 22
B	216	9.9	各 9
C	75	3.4	各 3
D	195	9.0	各 8
E	586	27.0	各 25
F	282	13.0	各 12
G	242	11.1	各 10
H	43	2.0	各 2
計	2,173	100.0	各 91

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 A～C：令和 4 年 5 月 7 日(日)、8 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 91 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果、信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点A <small>かみほらだ</small> (上原田) 平：7時台 休：11時台	0.661	0.534	0.681	0.553	
	0.505	0.397	0.505	0.397	西流入左直
	0.345	0.301	0.352	0.305	西流入右折
	0.670	0.466	0.681	0.478	東流入左直
	0.002	0.004	0.002	0.004	東流入右折
	0.377	0.232	0.427	0.288	北流入左直
	0.099	0.060	0.191	0.165	北流入右折
	0.454	0.690	0.496	0.737	南流入左直
	0.502	0.168	0.526	0.176	南流入右折
交差点B (花田西) 平：17時台 休：11時台	0.486	0.470	0.495	0.476	
	0.551	0.523	0.565	0.532	西流入左直
	0.337	0.393	0.345	0.401	東流入直進
	0.157	0.182	0.297	0.325	東流入右折
	0.446	0.491	0.446	0.491	北流入右左折
交差点C (庄) 平：7時台 休：11時台	0.481	0.278	0.549	0.337	
	0.597	0.281	0.710	0.378	西流入左直右
	0.385	0.210	0.388	0.213	東流入左直右
	0.090	0.034	0.106	0.050	北流入左直右
	0.417	0.380	0.417	0.380	南流入左直右

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	4.2m	住宅	55 (B類型)	38.1	45 (B類型)	34.6
B	4.2m	住宅		39.1		36.4
C	4.2m	住宅		41.3		40.9
D	1.2m	住宅		44.3		44.3
E	1.2m	店舗		49.6		40.5
F	1.2m	店舗		42.3		37.4

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

- 全ての地点で環境基準を下回っている。なお、定常騒音は反射を考慮した検討を行っている。
- 予測地点Dの夜間の検討において基準値との差が3 dB以内であるが、変動騒音は回折効果により大幅に減衰すること、また、夜間に衝撃騒音の発生はないことから、反射による影響は軽微であると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	1.2m	道路	車両走行音	45 (第2種)	<u>72.4</u>
b	1.2m	畑	車両走行音		<u>55.7</u>
c	4.2m	畑	換気扇		<u>58.0</u>
d	1.2m	畑	換気扇		<u>49.1</u>
e	1.2m	店舗	車両走行音		<u>61.1</u>
f	1.2m	道路	車両走行音		<u>72.4</u>
a'	1.2m	住宅	車両走行音	45 (第2種)	<u>43.5</u>
d'	1.2m	畑	換気扇		<u>46.7</u>
e'	1.2m	店舗	車両走行音		<u>55.5</u>
f'	1.2m	店舗	車両走行音		<u>49.9</u>
b''	1.2m	住宅	車両走行音	45 (第2種)	<u>43.1</u>
c''	1.2m	住宅	車両走行音		<u>41.2</u>
d''	1.2m	住宅	換気扇		<u>35.9</u>
e''	1.2m	店舗	車両走行音		<u>51.0</u>
f''	1.2m	店舗	車両走行音		<u>45.9</u>

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

- 敷地境界上の予測地点 (a ~ f) で規制基準を上回るが、隣接地境界上の予測地点 (a' , d' , e' , f') のうち、保全対象である住宅敷地境界 (a') では規制基準を下回る。なお、定常騒音は反射を考慮した検討を行っている。
- 隣接地の建物外壁面上の予測地点 (b'' ~ f'') のうち、保全対象である住宅の外壁面上 (b'' ~ d'') では規制基準を下回る。
- 予測地点b'' の検討において基準値との差が3 dB以内であるが、その音源は平面駐車場を走行する車両によるものであることから、反射による影響は軽微であると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 9.00 m³ > 指針 6.78 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合計 (m ³)
紙製廃棄物等	1日	3.03	6.78
金属製廃棄物等		0.10	
ガラス製廃棄物等		0.09	
プラスチック製廃棄物等		2.90	
生ゴミ等		0.45	
その他可燃性廃棄物等		0.21	

② リサイクル品 (再利用対象物) 保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出口には停止線、「とまれ」、左折矢印の路面標示を設置し、出庫車両に対して一旦停止及び左折出庫を促す。
- ・ 駐車場内には歩行者通路を確保し、主要な車路横断部には横断歩道及び停止線の路面標示を行う。
- ・ 利用頻度の高い建物前面の歩行者通路沿い等にバリカーを設置し、車路や駐車マスとの分離を行う。
- ・ オープン時や繁忙時等には交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行う。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。
- ・ 具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力を行う。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 「景観法」、姫路市「都市景観条例」、姫路市「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠(形状・色彩)や屋外広告物について配慮する。
- ・ 姫路市景観計画に沿った建物計画とする。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。
- ・ 市より具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力を行う。

4 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
1 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和54年法律第137号)を遵守し、適正に保管すること。 また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守すること。	産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に保管するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守します。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 騒音の予測結果において、一部基準を超過する地点があるため、必要に応じ対策を講じること。 また、付帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づき手続を行うこと。	超過地点は住居ではなく、直近住居においては基準を満たしておりますが、開店後、騒音に係る苦情があった場合や、規制基準を上回る状況が予想される場合は、適切な対策を講じます。	

5 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に姫路警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p> <p>5 周辺地域の生活環境の保持 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通渋滞等の問題が発生した場合には関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じられたい。</p>	<p>出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所について事前に姫路警察署長と調整します。</p> <p>来退店経路については、折り込みチラシ・ホームページ等を使用し、周知をいたします。また、出入口部には案内誘導看板を設置します。</p> <p>開店時から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保します。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>営業時間中における荷さばき施設の利用については、交通誘導員を配置して車両誘導を行います。</p> <p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通処理等の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合農政課 農林水産政策班】 施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いように配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じられたい。</p> <p>【総合農政課 農地管理調整班】 計画区域内に農地が存している場合、事前に、農地法に基づく手続が必要となる。このため、事前に姫路市農業委員会宛て協議されたい。 また、施設整備にあたっては、周辺農地</p>	<p>施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いように配慮します。 なお、整備後に周辺農地において、当該店舗が起因して、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のための措置を講じます。</p> <p>農地法に基づく手続きについて、姫路市に許可を得ております。施設整備にあたっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、留意します。</p>	<p>同上</p>

<p>の営農に支障を来たすことのないよう、留意されたい。</p>		
<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>今後、資源ごみ等の回収ボックスの設置を検討する場合は、事前に姫路市に相談します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>姫路土木事務所管内の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行われたい。</p>	<p>中播磨県民センターと協議済みです。</p>	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>汚水及び雨水排水処理について、姫路市と調整を行っております。</p> <p>敷地内には透水管や浸透枡を設置し、雨水の流出を抑制に努めます。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>開発行為について姫路土木事務所と協議を行い、届出不要である旨確認しています。</p> <p>雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透枡の設置により、雨水浸透を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透枡の設置により、雨水浸透を行います。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策に関すること 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化に関すること 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 加えて、壁面緑化については、計画どおりに生育していない事例が見られることから、基盤造成型や生育実績のある製品の使用など、確実に生育が見込まれる仕様とするとともに、適切な維持管理に努められたい。 なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直し（令和 6 年 1 月に環境の保全と創造に関する条例施行規則を改正）を行い、令和 6 年 4 月 1 日から施行しているので留意されたい。</p> <p>3 景観及び屋外広告物に関すること 本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の利用を検討するなど、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例に基づき、必要な緑化を行います。また、必要な手続きを既に終えています。</p> <p>景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例に基づいた計画とします。また、必要な手続きを既に終えています。</p>	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。5 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。特に、壁面の緑化部分について生育を確実なものとするため、採用する仕様等を十分検討すること。

議案 2

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和5年11月9日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和5年10月)

名 称	(仮称) ドラッグコスモス洲本下加茂店			
所 在 地	洲本市下加茂一丁目 554 番ほか			
設 置 者	株式会社コスモス薬品			
施設の用途 (業態)	物品販売業を営む店舗 (医薬品等)			
新設年月日	令和6年7月10日			
店 舗 面 積	1,929 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	2,489 m ² 、 2,554 m ² 、 5,222 m ²			
用途地域 等	工業地域			
騒音に係る基準	環境基準：C類型、規制基準：第3種又は第4種			
駐車収容台数	78台 (≧ 必要台数78台)			
	夜間駐車場の 利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	39台			
荷さばき施設面積	60 m ²			
廃棄物等保管容量	18.1 m ³			
営 業 時 間	午前8時00分から午後9時45分まで			
駐車場の利用時間	午前7時30分から午後10時00分まで			
駐車場の出入口の数	出口1箇所、入口1箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで			
備 考				

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

洲本市の意見の有無	あり
洲本市の区域内に居住する者等の 意 見 の 有 無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足 【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 78 台に対し、来客用駐車台数を 78 台（全体収容台数 189 台）確保する。

〔指針式〕

$$1.929 \text{ 千}^2 \times 1,042 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.677 \approx 78 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響 【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$1.929 \text{ 千}^2 \times 1,042 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 116 \text{ 台/h}$$

○方面別の来退店経路

商圏（店舗を中心に半径 1.5km）を 6 方面に分け、116 台/h を各方面別の世帯数比で経路毎に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	200	4.3	各 5
②	534	11.6	各 13
③	564	12.2	各 14
④	2,556	55.3	各 64
⑤	304	6.6	各 8
⑥	463	10.0	各 12
計	4,621	100.0	各 116

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

現況交通量調査結果〔交差点 1・2：令和 4 年 9 月 4 日(日)、5 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 116 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果、信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点 1 (下加茂北) 平：17 時台 休：11 時台	0.438	0.306	0.449	0.332	
	0.428	0.185	0.436	0.192	北流入左直右
	0.363	0.266	0.414	0.316	南流入左直右
	0.450	0.399	0.471	0.416	西流入左直右
	0.559	0.422	0.575	0.439	東流入左直右
交差点 2 (下加茂) 平：17 時台 休：11 時台	0.378	0.277	0.436	0.337	
	0.460	0.323	0.630	0.492	北流入左直右
	0.214	0.169	0.327	0.284	南流入左直右
	0.400	0.299	0.409	0.308	西流入左直右
	0.390	0.301	0.411	0.319	東流入左直右

ウ 駐車場入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査結果に、新たに発生する自動車台数各 116 台/h を加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。

駐車場入口における来店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

（主道路：県道 46 号、従道路：入口）

開店後	県道 46 号 → 入口	
	平日 (8 時台)	休日 (13 時台)
交通容量	890	1,030
実交通量	86	86
余裕交通容量	804	944
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断

適

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1.2m 農地	車両走行音 (冷凍庫用室外機)	60 (C 類型)	48.3	50 (C 類型)	29.0
B	1.2m 農地	廃棄物収集作業音 (冷凍庫用室外機)		54.3		37.3
C	1.2m 農地	車両走行音 (冷凍庫用室外機)		49.1		41.2
D	1.2m 駐車場	空調用室外機 (冷凍庫用室外機)		58.6		46.4
E	1.2m 事業所	廃棄物収集作業音 (冷凍庫用室外機)		49.9		31.3

- 全ての地点で環境基準を下回っている。
- 昼間のD地点を除き、基準値を3dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。
- 昼間のD地点については、隣地が駐車場であることから、周辺住宅への影響は軽微であると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	1.2m 農地	冷凍庫用室外機	50 (第3種)	25.6
b	1.2m 農地	換気扇	60 (第4種)	34.8
c	1.2m 農地	冷凍庫用室外機		38.2
d	1.2m 駐車場	冷凍庫用室外機		43.2
e	1.2m 道路	冷凍庫用室外機		32.9

- 全ての地点で規制基準を下回っている。
- 基準値を3dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 18.1 m³ > 指針 8.92 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合計 (m ³)
紙製廃棄物等	1 日	4.01	8.92
金属製廃棄物等		0.14	
ガラス製廃棄物等		0.11	
プラスチック製廃棄物等		3.80	
生ゴミ等		0.59	
その他可燃性廃棄物等		0.27	

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ オープン時や繁忙時等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供する等、前向きに検討を行う。
- ・ 営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。
また、必要に応じて警察等の関係機関と連携を取り、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 兵庫県「景観の形成等に関する条例」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

4 法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>1 事業系廃棄物については、直接処分場へ持ち込むか委託して適正に処分すること。</p> <p>2 生ごみ等の発生抑制及び減量化に努めること。</p>	<p>1 事業系廃棄物については、許可業者へ委託し、適正に処分します。</p> <p>2 生ごみ等の発生抑制及び減量化に努めます。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。

5 法第8条第2項の規定により洲本市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、必要性も十分に検討した上で設置されたい。 設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に洲本警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p> <p>5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。</p> <p>6 路面表示等の管理 路面標示等の摩耗により場内に混乱を生じさせないよう、管理を徹底されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は必要性も検討した上で、簡潔明瞭な内容の看板を設置します。 設置については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に洲本警察署と調整します。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用については、オープン時のチラシ・HP掲載等によって周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>営業時間中における荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全な誘導に努めます。</p> <p>出入口付近には高木を設置しないよう計画します。</p> <p>路面標示等の摩耗により場内に混乱を生じさせないよう、管理を徹底します。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>7 周辺地域の生活環境の保持</p> <p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通渋滞等の問題が発生した場合には関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じられたい。</p>	<p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認します。交通渋滞等の問題が発生した場合には関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合農政課 農林水産政策班】</p> <p>施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いように配慮されたい。</p> <p>なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>開業後、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p> <p>また、周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合農政課 農地管理調整班】</p> <p>計画区域内に農地が存在している場合、農地法に基づく手続が必要となる。このため、事前に洲本市農業委員会宛て協議されたい。</p> <p>また、施設整備にあたっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう留意されたい。</p>	<p>計画区域内には農地が存在しません。</p> <p>また、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p>	<p>同上</p>
<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市（町）に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談します。なお、本店舗は設置しない計画です。</p>	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>汚水及び雨水排水処理については、市と協議済みです。</p> <p>施設の外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>敷地内には調整池を設けませんが、雨水を浸透させる緑地を設置し、機能の維持管理に努めます。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありませんが、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありませんが、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>室外機や電気設備は、可能な範囲で、屋上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 景観及び屋外広告物 本事業計画には、兵庫県の景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例が適用される。 また、開発行為に該当する場合は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の利用を検討するなど、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。</p> <p>兵庫県の景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例を遵守します。 なお、必要な手続については既に終えています。</p>	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。